

平成27年12月16日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について  
(平成27年12月16日 諮問第33号)

[インマルサットB型のサービス終了に伴う関係規定の整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局衛星移動通信課

(松井課長補佐、土屋主査)

電話：03-5253-5901

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について  
～インマルサットB型のサービス終了に伴う関係規定の整備～

1 諮問の概要

インマルサット衛星を利用した通信\*は、遠洋を航海する船舶の通信手段として世界中で利用されている。

このうち、インマルサットB型による通信サービスは、デジタル方式による電話、テレックス及びファックスが利用可能であり、国際航海に従事する一定規模の船舶に搭載が義務づけられている無線設備の1つでもある。

インマルサットB型による通信サービスは、平成5年から提供されてきたが、小型で高速化されたインマルサットFサービスやインマルサットFBサービスなどの普及に伴い、利用者が少なくなってきたことから、インマルサット社（本社：英国・ロンドン）は、平成28年12月31日にサービスを終了することとしている。

我が国においては、総務省令でインマルサットB型が規定されており、今般の通信サービスの終了に伴い、関係規定の整備を行うものである。

\* インマルサット静止衛星及び海岸地球局を介して、陸上又は他の船舶等との間で、電話、テレックス、ファックス、データ通信を行うシステム。一般海事通信、公衆通信及び遭難時の通信等に寄与している。

2 改正概要

(1) 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）

ア 特定無線局の無線設備の規格からインマルサット携帯移動地球局のインマルサットB型の無線設備を削ること。（第15条の3関係）

イ 義務船舶局のある船舶局に開設する船舶地球局の無線設備の条件からインマルサット船舶地球局のインマルサットB型の無線設備を削ること。（第28条、第28条の2及び第28条の5関係）

ウ 船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者による操作が必要な義務船舶局の無線設備からインマルサットB型の無線設備を削ること。（第32条の10関係）

エ インマルサット船舶地球局の無線設備を使用して行う遭難通信等の方法からインマルサットB型を使用するものを削ること。（別図第2号及び別図第8号関係）

(2) 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）

インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の条件からインマルサットB型を削ること。（第40条の4、第49条の24、別表第1号から第3号まで、別図第1号及び別図第4号の9関係）

(3) 無線機器型式検定規則（昭和36年郵政省令第40号）

インマルサットB型の無線設備を型式検定機器から削ること。（別表第1号、別表第2号、別表第8号関係）

3 公布・施行期日

平成28年1月公布（予定）、平成29年1月1日施行

## インマルサットBのサービス終了

- ・ インマルサットBサービスについては、平成28年12月31日にインマルサット社\*1（本社：英国・ロンドン）がサービスを終了することを受け、我が国のサービス提供事業者であるKDDI株式会社も平成28年12月31日をもってサービスを終了するとしている。
- ・ インマルサットB型による通信サービスは、平成5年から提供されてきたが、小型で高速化されたインマルサットFサービスやインマルサットFBサービスなどの普及に伴い、利用者が少なくなっている状況。
- ・ このような状況を踏まえて、インマルサットB関連の無線局の廃止又は変更手続きを円滑に進め、また、サービス利用者に早期の対応求めるため、周知期間を勘案して本時期に関係省令の改正を行うもの。

\*1 インマルサットは、グローバル衛星通信ネットワークで、11基のインマルサット静止衛星を経由して音声通話、ファックス、電子メール、インターネット、パケット通信などの様々なサービスを提供している。衛星システム全体は、英国ロンドンにあるインマルサット社で一元的な管理をしているが、衛星から電波を受信して世界中の公衆電話網へ接続する役割は、LESOと呼ばれるオペレーターが担っている。我が国ではKDDI株式会社がLESOの役割を担っている。

\*2 Global Maritime Distress and Safety System：海上における遭難及び安全に関する世界的な制度

## インマルサットBの免許付与状況

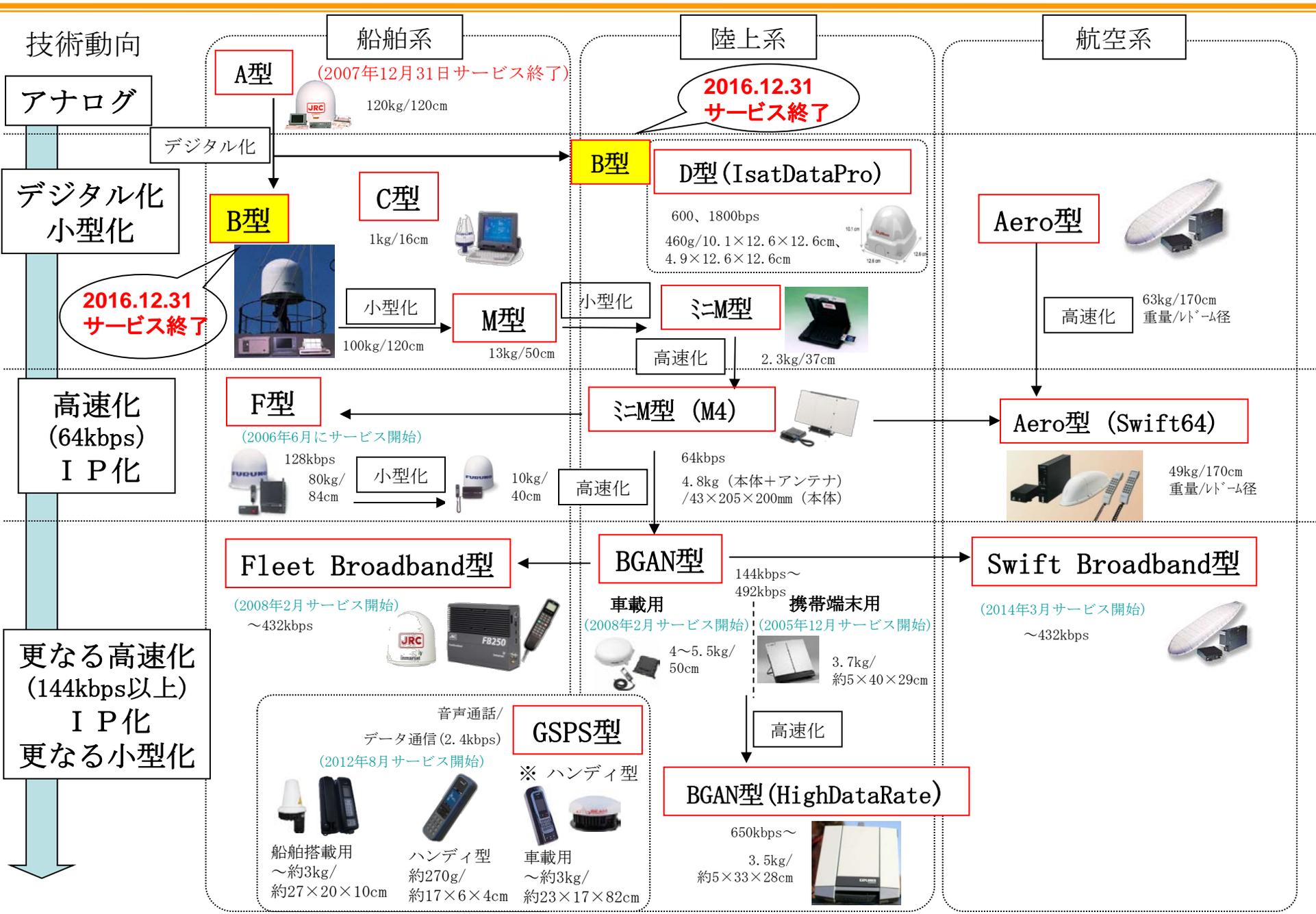
平成27年12月3日現在

船舶地球局*3	携帯移動地球局	地球局	包括免許の局	実験試験局
85	1	2	17	3

\*3 現在、GMDSS設備としてインマルサットBを搭載している船舶はない。

## 改正省令等の概要

- ・ 電波法施行規則、無線設備規則及び無線機器型式検定規則からインマルサットBサービスに係る規定を削除すること。
- ・ その他、所要の規定の整備を行うこと。
- ・ 改正省令の施行は平成29年1月1日とすること。



平成27年12月16日

周波数割当計画の一部を変更する告示案について  
(平成27年12月16日 諮問第34号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(星野周波数調整官、西森係長)

電話：03-5253-5875

## 周波数割当計画の一部を変更する告示案について

### 1 諮問の概要

インマルサット衛星を利用した通信\*は、遠洋を航海する船舶の通信手段として世界中で利用されている。

このうち、インマルサットB型による通信サービスは、デジタル方式による電話、テレックス及びファックスが利用可能であり、国際航海に従事する一定規模の船舶に搭載が義務付けられている無線設備の1つでもある。

インマルサットB型による通信サービスは、平成5年から提供されてきたが、新しい技術であるインマルサットBGAN型等が普及してきたことや、利用者が少なくなってきたことから、インマルサット社（本社：英国・ロンドン）は、平成28年12月31日にサービスを終了することとしている。

このような状況を踏まえ、周波数割当計画を変更してインマルサットB型の無線局に割当可能性のある周波数に平成28年12月31日までとする使用期限を定めるものである。

\* インマルサット静止衛星及び海岸地球局を介して、陸上又は他の船舶等との間で、電話、テレックス、ファックス、データ通信を行うシステム。一般海事通信、公衆通信及び遭難時の通信等に寄与している。

### 2 改正概要

別表4の2に定めるインマルサットB型の無線設備の機器を施設する船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数の使用期限を、平成28年12月31日までとする。

### 3 施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更する。

# 周波数割当計画の一部を変更する告示案について

## 概要

インマルサットB型のサービス終了に伴い、インマルサットB型の無線設備の機器を施設する船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数の使用期限を

平成28年12月31日まで

と定める

## 変更内容

### 【変更前】

別表4 船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数表

2 インマルサットB型の無線設備の機器を施設する船舶地球局及び携帯移動地球局

送信周波数	受信周波数
1626.5MHzから1646.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1545MHzまでの周波数帯

### 【変更後】

別表4 船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数表

2 インマルサットB型の無線設備の機器を施設する船舶地球局及び携帯移動地球局(平成28年12月31日までに限る。)

送信周波数	受信周波数
1626.5MHzから1646.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1545MHzまでの周波数帯

平成27年12月16日

99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する  
移動受信用地上基幹放送の業務の認定について  
(平成27年12月16日 諮問第35号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(藤原課長補佐、高橋主査)

電話：03-5253-5737

## 99MHz を超え 108MHz 以下の周波数を使用する 移動受信用地上基幹放送の業務の認定について ～近畿広域圏～

### 1 これまでの経緯

平成 25 年 12 月に、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い利用可能となった周波数帯の一部（99MHz～108MHz）を使用し、地方ブロックを放送対象地域とした移動受信用地上基幹放送（以下「V-Low マルチメディア放送」という。）に関する制度整備を行った。

平成 26 年 7 月には V-Low マルチメディア放送の特定基地局に係る株式会社 VIP の開設計画を認定し、平成 27 年 11 月には九州・沖縄広域圏において、平成 27 年 12 月には関東・甲信越広域圏において、それぞれ移動受信用地上基幹放送の業務の認定を行った。

近畿広域圏においては、平成 27 年 10 月に V-Low マルチメディア放送の親局予備免許を交付し、業務認定について、同年 10 月 1 日から同年 11 月 2 日まで申請を受け付けたところ、大阪マルチメディア放送株式会社から、合計 6 セグメント（Channel-Lo（3 セグメント）及び Channel-V（3 セグメント））の申請があった。

### 2 申請概要

別紙 1 のとおり。

### 3 審査の概要

大阪マルチメディア放送株式会社の V-Low マルチメディア放送の業務について、全ての申請は、

- ①放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 93 条第 1 項
- ②基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成 27 年総務省令第 26 号）第 8 条
- ③基幹放送普及計画（昭和 63 年郵政省告示第 660 号）第 2
- ④放送法関係審査基準（平成 23 年総務省訓令第 30 号）第 10 条の 3 及び別紙 2 の各規定に適合するものであり、申請のとおり認定を行うことが適当であると認められる。

なお、いずれの申請においても、希望する周波数に関する優先順位の設定はなかったことから、放送法第 94 条第 1 項の規定に基づく 3 セグメント形式の OFDM フレームの中央の周波数の指定については、Channel-Lo を 104.142857MHz、Channel-V を 105.428571MHz とする（別紙 2 参照）。

（注）Channel-Lo 及び Channel-V は、申請者による呼称である。

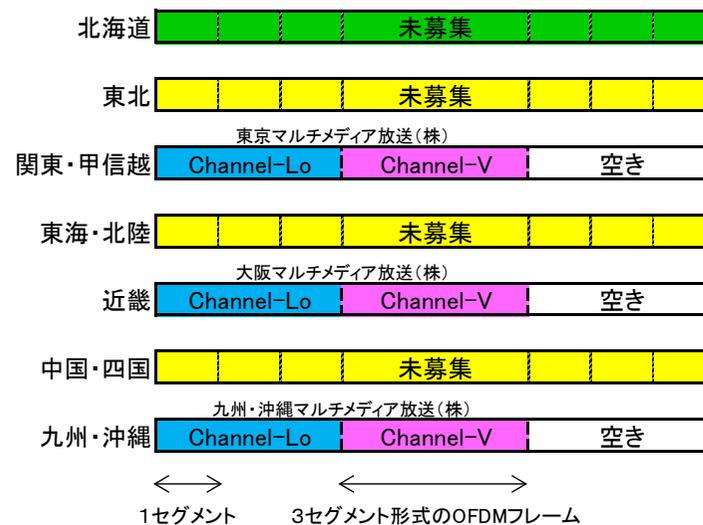
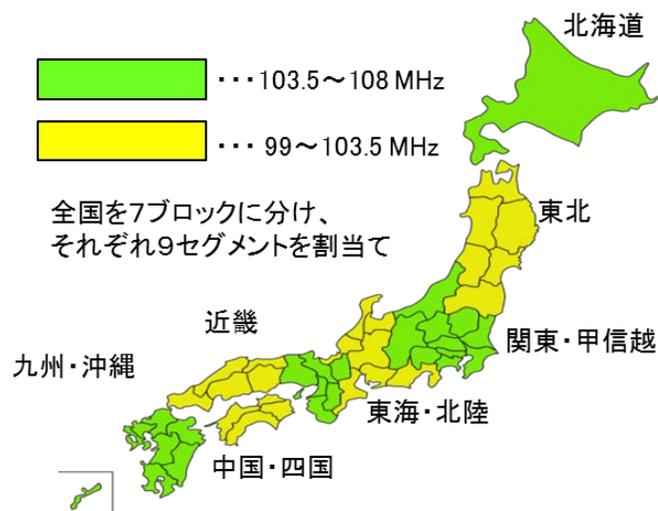
## 申請概要

放送対象地域	近畿広域圏	
申請者名	大阪マルチメディア放送株式会社	
代表者名	代表取締役社長 石井 博之 (いしい ひろゆき)	
会社設立	平成 21 年 10 月 7 日	
資本金	4.1 億円	
主要株主 (※)	BIC 株式会社、株式会社ジャパンエフエムネットワーク、 株式会社エフエム大阪、DX アンテナ株式会社	
	Channel-Lo	Channel-V
使用する OFDM フレーム及びセグメント数	3 セグメント形式の OFDM フレーム 3 セグメント	3 セグメント形式の OFDM フレーム 3 セグメント
番組数	3 番組	5 番組 (うち 1 番組は左と重複)
番組名 (仮称)	TOKYO SMARTCAST チャンネル CREATOR' S チャンネル KANSAI チャンネル	Amanek チャンネル MUSIC SELECT チャンネル (the classic) MUSIC SELECT チャンネル (the jazz) MUSIC SELECT チャンネル (the sound) KANSAI チャンネル
有料放送の有無	無	無

※：主要株主は、議決権の比率が 10%未満のものについては、掲載を省略。

地方ブロック向け V-Low マルチメディア放送におけるセグメント利用のイメージ

- 99MHz を超え 108MHz 以下の周波数帯のうち、近畿広域圏において使用できる周波数は、103.5MHz を超え 108MHz 以下としている。
- V-Low マルチメディア放送のソフト事業者の募集に当たっては、三の3セグメント形式の OFDM フレームを設定している。
- 一のソフト事業者が申請できるセグメント数は、一の放送対象地域において、最大で6セグメントとしている。



大阪マルチメディア放送（株）の放送番組の主な内容

	Channel-Lo	Channel-V
リアルタイム型放送番組	音楽、エンターテインメント、ドラマ、バラエティ、スポーツ、文化教養、教育、ニュース、天気、交通情報、安心・安全情報、簡易動画（ショートムービー、アニメ等）、番組連動情報（楽曲名、アーティスト名、ライブテキスト等）	音楽、エンターテインメント、ドラマ、バラエティ、スポーツ、文化教養、教育、ニュース、天気、交通情報、安心・安全情報、TTS（Text to Speech）用データ（地域交通情報、ドライブ情報、地域情報等）
蓄積型放送番組	音楽配信データ、ゲーム配信データ、クーポン・電子チラシデータ、制御用データ、デジタルサイネージ用データ、安心・安全情報等	リアルタイム型放送番組と連動するデータ放送（テキスト・画像・映像・リンク情報等）、交通情報、安心・安全情報、デジタルサイネージ用データ、テレマティクス情報、駐車場満空情報データ

デジタルラジオ  
(音声)

- ・ラジオをクリアな音声で提供



地域情報・災害情報  
(映像・音声)

- ・詳細な地域情報、輻輳のない放送の特性を活かした迅速な災害情報の提供



交通情報  
(映像・音声)

- ・詳細な道路・交通情報・周辺地域情報の提供
- ・災害時のドライバーへの情報提供



電子チラシ・サイネージ等  
(映像)

- ・タブレット等への電子チラシやバス内・街中等にあるサイネージへの情報等を提供

